

報第2号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、平成29年第4回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、平成29年8月3日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年8月22日提出

岐阜県教育委員会

教育長 松川禮子

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

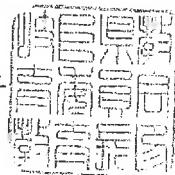
第五条 (略)

教總第228号
平成29年8月3日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について(回答)

平成29年7月28日付け情企第758号で照会のありました下記議案については、異議ありません。

記

・岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

情企第758号

平成29年7月28日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古田 肇



県議会提出予定議案に係る意見について（照会）

平成29年第4回県議会定例会に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について



岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の前提となる事実について

- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が平成25年5月31日に公布されたことにより、国や地方公共団体などが税・社会保障等における番号法で定める事務（法定事務）及び地方公共団体が独自に条例で定める事務（独自利用事務）において、個人番号（マイナンバー）の利用が可能となった。
- ・番号法では個人番号の利用は平成28年1月から、個人番号による情報連携は平成29年7月から開始されることとなった。
- ・これに伴い、平成27年10月に「岐阜県個人番号の利用に関する条例」を制定し、法定事務において、県の機関内で個人番号を利用した情報の連携を可能とした。（平成28年1月1日施行）

2 条例改正の緊急性について

- ・県民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、県知事及び教育委員会が行う以下の事務についても個人番号を利用する独自利用事務とするため所要の改正を行う。

【今回追加する独自利用事務】

- ①私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する授業料軽減のための補助金の支給に関する事務
 - ②私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
 - ③私立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務
 - ④岐阜県立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の免除等に関する事務
 - ⑤公立高等学校に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
 - ⑥公立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務
 - ⑦特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
- ・今回追加する独自利用事務については、⑦については平成30年度分の事務から、①から⑥までの事務については平成31年度分の事務から個人番号の利用を予定。
 - ・地方公共団体が独自に条例で定めた事務において、個人番号を利用した情報連携を行うためには、条例を制定したうえで、個人情報保護委員会に届出こととなっており、平成30年7月から情報連携を行うためには平成29年12月中に届け出をする必要がある。

3 先進自治体（他県等）の事例について

- ・平成29年2月時点で41都道府県が条例で独自利用事務を規定
- ・上記①～⑦の事務において、条例で規定している都道府県
 - ①の事務 15県（富山県、長野県等）
 - ②の事務 25府県（山梨県、長野県等）
 - ③の事務 16県（富山県、長野県等）
 - ④の事務 15都府県（富山県、長野県等）
 - ⑤の事務 28都府県（山梨県、長野県等）
 - ⑥の事務 16府県（富山県、長野県等）
 - ⑦の事務 37道府県（愛知県、三重県、滋賀県、石川県、富山県等）

4 条例改正の効果について

- ・独自利用事務として条例を制定することで、申請時に所得・課税証明書等の添付を削減できるため、申請者等の負担が軽減される。
- ・また、個人番号を利用した情報連携が可能となることにより、書類確認や審査に費やしているコストや労力の削減による行政事務の効率化が図られる。

岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成二十九年九月 日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「利用」の下に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第一条中「第九条第二項」の下に「及び第十九条第十号」を、「個人番号の利用」を「個人番号の利用等」を改める。

第三条第一項中「事務は、」の下に「別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び」を加え、「別表第一第一欄」を「別表第一の第二欄」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「法別表第一の第一欄に掲げる」に、「法別表第一第四欄」を、「法別表第一の第四欄」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 別表第一の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第三条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例又は規則の規定に基づき当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面を提出することとされているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第三条の次に次の二項を加える。

（特定個人情報の提供）

第四条 別表第二の第一欄に掲げる機関は、同表の第二欄に掲げる機関から同表の第四欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第二欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例又は規則の規定に基づき当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面を提出することとされているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第三条関係）

機 関	事 務
一 知事	1 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する授業料軽減のための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの 2 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 3 私立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	1 岐阜県立高等学校授業料等収納条例（昭和四十二年岐阜県条例第二十一号）による授業料等の免除等に関する事務であつて規則で定めるもの 2 公立高等学校に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 3 公立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 4 特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
一 知事	1 別表第一の項第一号に掲げる事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十一年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する

				する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	1 別表第一一の項第一号に掲げる事務	2 別表第一一の項第二号に掲げる事務	3 別表第一一の項第三号に掲げる事務	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの
				就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの
				就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの
				就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務
一 知事	生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの	教育委員会	別表第一一の項第一号に掲げる事務
二 知事	生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの	教育委員会	別表第一一の項第二号に掲げる事務

	三 知事	就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの	教育委員会	別表第一一の項第二号に掲げる事務
	四 知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	教育委員会	別表第一一の項第四号に掲げる事務
五 教育委員会	就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの	知事		別表第一一の項第一号に掲げる事務
六 教育委員会	就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの	知事		別表第一一の項第一号に掲げる事務
七 教育委員会	就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの	知事		別表第一一の項第三号に掲げる事務

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 題名、第一条及び第二条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項を同条第三項とする部分を除く。）、第三条の次に二条を加える改正規定並びに附則の次に二表を加える改正規定（別表第一一の項第四号及び別表第三七の項に係る部分に限る。） 平成三十年四月一日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成三十一年四月一日

提 案 説 明

私立高等学校等の授業料の授業料軽減のための補助金の交付に関する事務等について、個人番号を利用し、必要な特定個人情報の提供を受けることができるようにする等のため、この条例を定めようとする。

（新）

岐阜県個人番号の利用に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項及び第十九条第十号の規定に基づき、個人番号の利用等に関する必要な事項を定めるものとする。

第一条 略

（個人番号の利用範囲）

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び知事が行う法別表第一の第二欄に掲げる事務とする。

2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するため

に必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事は、法別表第一の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例又は規則の規定に基づき当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面を提出することとされているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第四条 別表第三の第一欄に掲げる機関は、同表の第三欄に掲げる機関から同

（旧）

岐阜県個人番号の利用に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、個人番号の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

第一条 略

（個人番号の利用範囲）

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、知事が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 知事は、前項に規定する

事務を処理するために必要な限度で法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事は、前項に規定する

事務を処理するために必要な限度で法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

表の第四欄に掲げる事務を処理するためには必要な同表の第二欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、当該特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例又は規則の規定に基づき当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面を提出することとされているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

別表第一（第三条関係）	
機 関	事 務
一 知 事	1 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する授業料軽減のための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの 2 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 3 私立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 4 三年岐阜県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県条例第二十二号）による授業料等の免除等に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	1 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県条例第二十二号）による授業料等の免除等に関する事務であつて規則で定めるもの 2 公立高等学校に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 3 公立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの 4 特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則 略

別表第二（第三条関係）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
一 知 事	1 別表第一一の項第一号 に掲げる事務	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
二 教 育 委 員 会	2 別表第一一の項第二号 に掲げる事務	生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの
3 別表第一二の項第一号 に掲げる事務	1 別表第一一の項第三号 に掲げる事務	就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの
3 別表第一二の項第二号 に掲げる事務	2 別表第一二の項第一号 に掲げる事務	就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの

別表第三(第四条関係)

情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務
一 知事	生活保護関係情報 報又は就学支援 金関係情報であつて規則で定め るもの	教育委員会	別表第一二の項 第二号に掲げる 事務
二 知事	生活保護関係情報 報又は就学支援 金関係情報であつて規則で定め るもの	教育委員会	別表第一二の項 第一号に掲げる 事務
三 知事	生活保護関係情報 報又は就学支援 金関係情報であつて規則で定め るもの	教育委員会	別表第一二の項 第三号に掲げる 事務
四 知事	生活保護関係情報 報であつて規則で定めるもの	教育委員会	別表第一二の項 第四号に掲げる 事務
五 教育委員会	就学支援金関係 情報であつて規則で定めるもの	教育委員会	別表第一二の項 第一号に掲げる 事務
六 教育委員会	就学支援金関係 情報であつて規則で定めるもの	教育委員会	別表第一二の項 第一号に掲げる 事務
七 教育委員会	就学支援金関係 情報であつて規則で定めるもの	知事	別表第一一の項 第二号に掲げる 事務